

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO.7）

（検証対象期間：平成21年1月1日～平成21年3月末日）

平成19年5月10日に慈恵病院が設置された「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

1 違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用状況に刑事法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

2 許可時の留意事項の遵守状況について

（1）子どもの安全確保

子どもの安全確保については、特に問題の発生は確認されていない。

- ① 設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。
- ② 関係職員による運営会議は、適切に開催されており、「ゆりかご」の運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（2）相談機能の強化

「ゆりかご」はできるだけ使われないことが望ましく、事前の相談で支援につながるものが本来の目的である。慈恵病院が設置された「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、1月～3月に合計107件の相談が寄せられており、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図るなど、病院としての相談業務に取り組まれている。

また、本年1月にゆりかごの扉に相談を呼びかける表示を行ったことで、事前の相談につながった事例が確認された。

（3）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

なお、預け入れがあり、その後、親等から慈恵病院に接触があった場合、児童相談所と熊本市に連絡することとなっているが、市に連絡がなかったという事例があったことから、マニュアルを徹底するために、チェックリストの作成を指示した。

3 現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用に刑事法上の「明らかな違法性」は認められず、また、許可時に付した3つの留意事項についても遵守されている。しかし、今後、新たな事例が発生する可能性は否定できないことから、引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

4 利用状況の公表について

利用状況の公表については、子どもの人権とプライバシーを守るため個人の識別につながる恐れがないことを基本として、さらなる社会的検証につなげていくために、また、「このとりのゆりかご中期検証会議」による「検証結果の取りまとめ」に述べられている「ゆりかごの利用状況の公表の時期について、再検討されることを望みたい」との要望も考慮し、これまで公表期間や公表項目について検討を進めてきたところであり、本日、当部会としての意見を取りまとめた。

なお、公表項目には、熊本県や慈恵病院の所有する情報も含まれることから、それぞれの機関の情報公開の考え方について直接聴取した。

○熊本市要保護児童対策地域協議会「このとりのゆりかご」専門部会

第7次会议

・開催日時：平成21年4月21日（火）15：00～17：45

（出席委員名簿）

氏 名	役 職	分 野
弟子丸 元紀	益城病院医師	精神科
一門 恵子	九州ルーテル学院大学教授	心理学
国宗 直子	弁護士	法 律
三淵 浩	熊本大学医学部附属病院 新生児学寄附講座教授	小児科
山崎 史郎	熊本学園大学教授	心理学